

## 第37回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年7月25日(火)  
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (7人)

会 長 9番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆 5番 大城 清一  
2番 渡久地 真吾 6番 仲田 英夫  
3番 高良 久

4、欠席委員 (1人)

5、議事日程

議案第186号 利用集積計画(案)に係る意見決定について

議案第187号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第188号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第189号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 | ただ今から第37回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 | 7番委員が欠席となります。

議長 事務局の報告どおり、7番委員が欠席していますが過半数以上が出席しておりますので、会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は2番委員と3番委員にお願いします。書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮りします。

本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第186号 利用集積計画(案)に係る意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第186号 利用集積計画(案)に係る意見決定について上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 山里204 登記現況共に、畑 面積1830㎡

山里208-1 登記現況共に、畑 面積293㎡

山里232-1 登記現況共に、畑 面積599㎡

利用権を設定する者:本部町在住T氏

利用権設定を受ける者:本部町在住T氏

利用目的:畑、5年使用賃借

添付資料説明。

番号2番 伊豆味1352-n2 登記、山林 現況、畑 面積2200㎡

利用権を設定する者:本部町在住T氏

利用権設定を受ける者:本部町在住K氏

利用目的:畑、5年の賃貸借

添付資料説明。

番号3番 瀬底4597 登記現況共に、畑 面積1825㎡

瀬底4810 登記現況共に、畑 面積263㎡

瀬底4814-1 登記現況共に、畑 面積7834㎡

利用権を設定する者:本部町在住N氏

利用権設定を受ける者:本部町在住N氏

利用目的:畑、10年の使用賃借

添付資料説明。

番号4番 大嘉陽550 登記現況共に、畑 面積1010㎡

大嘉陽551-1 登記現況共に、畑 面積1077㎡

利用権を設定する者:本部町在住H氏

利用権設定を受ける者:本部町在住H氏

利用目的:畑、10年の使用賃借

添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第186号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第186号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第187号 農地法第3条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第187号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第3条の規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 山里272 登記現況共に、畑 面積220㎡

山里273 登記現況共に、畑 面積342㎡

山里277 登記現況共に、畑 面積860㎡

譲渡人:那覇市在住N氏

譲受人:本部町在住T氏

備考:売買による所有権移転

添付資料説明

番号2番 具志堅1595 登記現況共に、畑 面積286㎡

具志堅2470 登記現況共に、畑 面積570㎡

具志堅2636 登記、畑 現況、山林原野 面積1191㎡

具志堅2637 登記、畑 現況、山林原野 面積748㎡

具志堅2685 登記現況共に、畑 面積1198㎡

譲渡人:那覇市在住K氏

譲受人:南風原町在住S氏

備考:贈与による所有権移転

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第187号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第187号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第188号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第188号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 伊野波716-2 登記 畑 面積2.88㎡

伊野波717-1 登記 畑 面積621㎡

伊野波717-4 登記 畑 面積109㎡

譲渡人:糸満市在住T氏

譲受人:本部町在住C氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、借家住まいなので、自己住宅を建設したい。  
添付資料説明

番号2番 健堅1159-1 登記 畑 面積268㎡  
譲渡人:本部町在住A氏  
譲受人:福岡県在住N氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、福岡県に住んでいるが妻の故郷に移住したいため。  
添付資料説明

番号3番 謝花34-3 登記 畑 面積600㎡  
譲渡人:本部町在住I氏  
譲受人:本部町在住I氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、実家住まいなので、自己住宅を建設したい。  
添付資料説明

番号4番 崎本部2790-1 登記 畑 面積645㎡  
譲渡人:うるま市在住K氏  
譲受人:那覇市在住K氏  
転用目的:宿泊施設等  
転用理由:海岸沿いに位置し、観光地にも近い事から、  
観光客のニーズにも応えられるため、宿泊施設を建設したい。  
添付資料説明  
四階建ての宿泊施設の建設

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

1番委員 議案第188号 農地法第5条の規定による許可申請について  
まず番号1番の伊野波717-1、716-2、717-4は航空写真で見ても分かるように、  
道から奥の方にあるため、717-1に行くための進入路が必要なので  
この面積になっています。

次に番号2番の健堅1159-1の土地は、面積も場所も問題は無いのですが  
事前着工らしきものがありますので始末書等の提出が必要と思います。

次に番号3番の謝花34-3の土地は、前に非農地申請で否決された土地です。  
今回住宅を建てるとの事で申請されています。

次に番号4番の崎本部2790-1の土地は、何十年も前から駐車場として  
利用されている土地になっています。

議案第188号についての補足説明は以上です。

議長 議案第188号の補足説明が終わりしましたので質疑に入ります。

議長 議案第188号は議案のとおり可決してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第187号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第189号 非農地証明願いについて

議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第189号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地ではないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 願出人:本部町在住T氏

申請農地:野原61-1 登記 畑 面積419㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草が生い茂り、畑として利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人:今帰仁村在住U氏

申請農地:新里688 登記 畑 面積182㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として利用する事が困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号3番 願出人:大阪府在住T氏

申請農地:新里766 登記 畑 面積167㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として利用する事が困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号4番 願出人:那覇市在住T氏

申請農地:石川20-1 登記 畑 面積757㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂していて、畑として利用する事が困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号5番 願出人:神奈川県在住T氏

申請農地:並里5 登記 田 面積82㎡

並里77-1 登記 畑 面積367㎡

並里82 登記 畑 面積256㎡

並里87 登記 畑 面積509㎡

並里88 登記 畑 面積149㎡

並里454-1 登記 畑 面積292㎡

並里454-3 登記 畑 面積4.10㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂していて、畑として利用する事が困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号6番 願出人:本部町在住N氏

申請農地:瀬底1256 登記 畑 面積1494㎡

瀬底3213 登記 畑 面積783㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂していて、畑として利用する事が困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号7番 願出人: 沖縄市在住S氏  
申請農地: 崎本部1244-1 登記 田 面積126㎡  
申請要旨: 30年以上放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。  
所有者: 願出者に同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

3番委員 まず番号1番の土地は、写真のとおり雑草等が生い茂っていないため農地として利用は可能だと思います。

番号2番の土地は、写真のとおり使われている形跡が無く、雑草も雑木も繁茂しているため畑としての利用は困難だと思います。

番号3番の土地も、写真のとおり雑草が繁茂しているため使用は困難だと思います。

番号4番の土地も写真で見てわかるように雑草・雑木が繁茂していて畑としての利用は困難だと思います。

番号5番の土地は、申請にあるように雑草が繁茂しているという状況ではなく全体的に見て農地として利用できると思います。

番号6番の瀬底1256は土が悪く、農地として使えそうにありませんでした。瀬底3213は写真を見たとおりに雑草が繁茂していて畑としての利用は困難だと思います。

番号7番の土地は、こちらも写真で見たとおりに雑草・雑木が繁茂しており畑としての利用は困難だと思います。

議案第189号についての補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。何か質問がありましたらお願いします。

3番委員 番号1番の土地についてですが、農地としての利用は可能なため否決でいいと思います。

番号5番の土地については、草刈りをしたりすれば利用可能なため否決でいいと思います。

残りの番号2、3、4、6、7番は議案どおり可決でいいと思います。

議長 3番委員より、番号1番、番号5番の申請地は畑として使用することができるため非農地としては認められないという意見がありました。

他の申請地も含め、他に意見がある方はお願いします。

議長 意見がないようですので進めてもよろしいでしょうか。

では、議案第189号非農地証明願いについては、番号2番および番号3番、番号4番、番号6番、番号7番については提案通り認め、番号1番、番号5番の申請地は畑として使用できるという理由から否決という事で異議ございませんか。

議長 議案第189号非農地証明願いについて、

番号1番、番号5番は否決、番号2番、番号3番、番号4番、  
番号6番、番号7番は可決と致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

2番 渡久地 真吾

3番 高良 久

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義